

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成27年9月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議第 2号 事業計画変更申請について  
議第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議第 5号 平成28年度三条市農林関係施策の要望について

## 報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について  
報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について  
報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について  
報第 4号 農地潰廃通報について  
報第 5号 作付変更届について  
報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

## 出席委員 31名

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員  | 2番 村 山 佐喜雄 委員  |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員  | 4番 藤 田 吉 則 委員  |
| 5番 栗 原 一 郎 委員  | 6番 野 崎 文 夫 委員  |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員  | 8番 蒲 澤 正 委員    |
| 9番 大 桃 伸 之 委員  | 10番 眞 野 薫 委員   |
| 11番 坂 井 良 雄 委員 | 12番 大 竹 正 信 委員 |
| 13番 原 正 利 委員   | 14番 羽 生 俊 昭 委員 |
| 15番 刈 屋 一 夫 委員 | 16番 佐 藤 満 委員   |
| 17番 捧 譽 委員     | 18番 内 山 清 委員   |
| 19番 佐 藤 裕 雄 委員 | 21番 阿 部 新一郎 委員 |
| 22番 阿 部 眞佐雄 委員 | 23番 田 邊 稔 委員   |
| 24番 阿 部 銀次郎 委員 | 26番 星 野 英 治 委員 |
| 28番 渡 邊 勝 夫 委員 | 29番 熊 倉 睦 委員   |
| 30番 原 田 勝 委員   | 31番 小 林 茂 宏 委員 |
| 32番 坂 井 浩 行 委員 | 33番 横 山 一 雄 委員 |

34番 廣川哲也 委員

欠席委員 3名

20番 村井善一郎 委員 25番 清野秀作 委員

27番 内山敏雄 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 堀 雅 志

経営基盤係副参事 渡 辺 正 美

経営基盤係主任 堀 江 定 昭

経営基盤係主任 高 野 久美子

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

これより9月の定例総会を開催いたします。

これより定例総会を開会いたします。

なお、本日の総会終了後、県農業会議の谷川業務推進部長を講師に「農業者年金制度研修会」を開催いたします。時間は、おおむね30分程度を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席31名、欠席3名で会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。7番、五十嵐秀一委員、29番、熊倉睦委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

早速議事に入ります。

議第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。今月の申請は5件で、合計面積4,210㎡であります。

23番は、尾崎地内の農地3筆、448㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

続きまして、24番は、牛野尾地内の農地1筆、713㎡を譲り受け人が新潟県が施行する災害復旧事業による土地収用に伴う代替地として、売買により取得するものであ

ります。価格は、10a 当たり〇〇〇万円であります。

25番及び26番は、井戸場内内の農地2筆、1,325㎡と、同じく井戸場内内の農地3筆、1,391㎡を譲り受け人、譲り渡し人が耕作の都合により交換をするものです。

27番は、西中地内の農地1筆、333㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告をお願いします。

第2調査部会長は、村山代理の隣に着席願ひます。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、9月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、村山会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時45分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、贈与によるもの1件、交換によるもの2件、合計件数5件、面積4,210㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願ひます。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくにして発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第2号『事業計画変更申請について』ご説明いたします。

議案の3ページお願いいたします。今月の申請は3件で、合計面積479㎡であります。

12番は、嘉坪川1丁目地内の農地1筆、145㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円でございます。場所につきましては、第二中学校北側100m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましては議第4号の43番で農地法第5条の許可申請がなされております。

続きまして、13番は、同じく嘉坪川1丁目地内の農地1筆、71㎡を売買により取得し、駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万円でございます。場所につきましては、先ほどご説明いたしました12番の南側隣接地で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましても議第4号の44番で農地法第5条の許可申請がなされております。

14番は、東新保地内の農地2筆、263㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円でございます。場所につきましては、JR三条駅北東500m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましても議第4号の45番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告をお願いいたします。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第2号『事業計画変更申請について』は、合計件数3件、面積479㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(野崎会長)

続きまして、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(堀事務局長)

それでは、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明いたします。

3ページお願いいたします。今月の申請は2件で、合計面積1,191㎡であります。

12番は、上須頃地内の農地2筆、812㎡をアパート1棟、駐車場、通路及び芝生広場の用地として利用したいものです。場所につきましては、現在の須頃保育所でございますが、須頃保育所北西800m付近で、上須頃集落に住む者が農業外収入を得るため、アパートを建設し、家賃収入を得ようとするもので、農用地区分は第1種農地と判断されます。

13番は、島潟地内の農地3筆、379㎡を既存宅地582.18㎡と一体利用し、住宅1棟、農舎1棟及び屋外作業所の用地として利用したいものです。場所につきましては、大浦小学校北側600m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長(21番阿部新一郎委員)

議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数2件、面積1,191㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(堀事務局長)

では、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

7ページをお開きお願いいたします。今月の申請は11件で、合計面積6,753.62㎡であります。

4ページへお戻りお願いいたします。4ページでございます。

43番、44番及び45番の3件は、先ほどご審議をいただきました議第2号『事業計画変更申請について』の12番、13番及び14番でそれぞれご説明させていただいた内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

46番から説明申し上げます。46番は、東大崎1丁目地内の農地2筆、163㎡を売買により取得し、既存宅地47.12㎡と一体利用し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万円あります。場所につきましては、大崎小学校北側500m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、47番は、林町1丁目地内の農地1筆、290㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円あります。場所につきましては、三条郵便局南東400m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、48番は、新保地内の農地4筆、383㎡を売買により取得し、既存宅地377㎡と一体利用し、貸し店舗兼貸し事務所1棟、駐車場及び通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円あります。場所につきましては、県立三条高等学校南側100m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

49番は、東新保地内の農地3筆、1,713㎡を売買により取得し、既存宅地35.85㎡と一体利用し、宅地分譲8区画及び道路の用地として利用したいものです。土地

の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円であります。場所につきましては、JR三条駅北側300m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、50番は、鶴田1丁目地内の農地3筆、428㎡を売買により取得し、既存宅地408.74㎡と一体利用し、住宅1棟、倉庫1棟、資材置き場及び駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円あります。場所につきましては、井栗小学校西側400m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、51番は、猪子場新田地内の農地3筆、2,816㎡を売買により取得し、既存宅地741.47㎡と一体利用し、資材置き場、調整池及び緑地の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇、〇〇〇円あります。場所につきましては、国道8号猪子場新田交差点南側200m付近で、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

52番は、長沢地内の農地6筆、330.27㎡を売買により取得し、農道拡幅、農耕車駐車場及び回転場所の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇、〇〇〇円あります。場所につきましては、長沢集落開発センター南東100m付近で、農振農用地区域内に農業用施設を整備するものであります。

53番は、北五百川地内の農地3筆、151.35㎡を贈与により取得し、既存宅地368㎡と一体利用し、農作業所1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、北五百川生活改善センター北西200m付近で、農振農用地区域内に農業用施設を整備するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数11件、面積6,753.62㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第2調査部会長は、自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

議長(野崎会長)

続きまして、議第5号『平成28年度三条市農林関係施策の要望について』を議題といたします。

この件につきましては、今までも上程させていただいて、農政対策部会に付託を申し上げ、議論していただいた経過がありますが、今回もそのようにしたらいかがと提案を申し上げます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、ご異議なしと認めます。

それでは、議第5号につきましては農政対策部会に付託をいたすことにいたします。

議長(野崎会長)

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長(野崎会長)

続きまして、報第2号から報第6号まで、続けて事務局より報告をお願いします。

事務局(堀事務局長)

(別添報告書により説明)

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言いただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長(野崎会長)

来月は、農政対策部会の開催が予定されています。農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長、15番、刈屋一夫委員。

農政対策部会長（15番刈屋一夫委員）

農政対策部会は、10月20日午後1時30分から厚生会館第2集会室で部会を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

なお、案件につきましては、ただいま総会で付託をいたしました「平成28年度三条市農林関係施策の要望について」でございます。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いします。

第3調査部会長、4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。10月26日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日を予定しております。

なお、30日は午後1時から「後期の農地パトロール」を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を終了させていただきます。

午前10時05分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（ 7 番）

---

議事録署名委員（29番）

---